装管調第１０２４５号
令和４年６月２７日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部総務部長
海上幕僚監部装備計画部長　　殿
航空幕僚監部総務部長
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する手続きの周知徹底について（通知）

今般、防衛省における情報保証の確保に係る措置について（防整情第１１８９１号。令和４年６月２１日）に基づき、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応のための手続の徹底が通達されたところであるが、同通達第２項に定める「サプライチェーン・リスクの問題がないかの確認」については、ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達に関し、関連規則に基づき、サプライチェーン・リスクへの対応に関する手続きを改めて周知徹底するとともに、下記については、重点的に周知徹底されたい。

記

１　仕様書に製品を例示する場合又は入札等参加予定者から同等品の申請があった場合若しくは機能性能仕様書に対する使用機器リスト等が提出された場合には、サプライチェーン・リスクの確認を確実に実施し、当

該確認においては、ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）第４項に基づく内閣サイバーセキュリティセンター等への助言を適切に求めるものとする。

２　新規調達に限らず、既存の借上端末の延長等の際にも、現時点でのサプライチェーン・リスクの確認を確実に実施し、当該確認においては、第１項同様に内閣サイバーセキュリティセンター等への助言を適切に求めるものとする。

関連文書：防整情第１１８９１号（令和４年６月２１日）
　　装管調第８０７号（令和３年１月２１日）
　　装管調第８０８号（令和３年１月２１日）
写送付先：整備計画局情報通信課長
配布区分：防衛装備庁調達管理部調達企画課長